

## 衆議院

## 石炭対策特別委員会議録

## 第二十二号

(五六〇)

昭和三十八年六月十一日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長代理

理事岡本 茂君  
理事神田 勉君理事始閑 伊平君  
理事中川 俊思君理事岡田 利春君  
理事中村 重光君有馬 英治君  
木村 守江君藏内 慶治君  
仁吉君中村 幸八君  
守江君渕井 義高君  
白瀬 以誠君

出席國務大臣 井手

出席國務大臣 福田 一君

出席政府委員 官

出席通商産業政務次 廣瀬 正雄君

出席通商産業事務官 中野 正一君

出席通商産業事務官 影山 衡司君

委員外の出席者 大蔵事務官 海堺 洋平君

出席通商産業事務官 井上 亮君

出席通商産業事務官 北川 俊夫君

(職業安定局調査課長) 整理課長 労働事務官

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出第一七八号)

六月十日

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出第一七八号)

は本委員会に付託された。

同月七日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

は議院の承諾を得て修正された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三号)

石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出第一二四号)

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

石炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出第一七八号)

ついての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(趣旨)

第一条 この法律は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者及びその従業員に関し、当該事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置並びにこれらの者の職業及び生活の安定に資するための措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭鉱業の整備による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接し、当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「産炭地域関係中小企業者」とは、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについて当該事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けたものをいう。

一 産炭地域内における石炭鉱山が前号イ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該石炭鉱山に係る鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者又はこれらの人と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で定める団体に対する売掛金債権その他の通商産業省令で定める債権の回収が著しく困難となり、当該中小企業者の經營の安定に支障を生じていると認められるこど。

二 産炭地域内における石炭鉱山が次のイ又はロのいずれかに該当するものとなつたため、当該事業所において事業を継続することができる困難となり、当該事業所を移転し、又は当該事業所における事業を転換する必要があることを認められること。

イ 昭和三十五年四月一日以後において事業の全部又は一部

が休止され、又は廃止された石炭鉱山であつて、その所在地を管轄する通商産業局長が指定したもの。

(中小企業信用保険法の特例)

第三条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての同条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中

「小企業者一人についての保険額の合計額が」とあるのは「小企業者一人についての産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証(以下この条において「産炭地域関係保証」といふ。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、

「中小企業者一人についての保険額の合計額が」とあるのは「中小企業者一人についての産炭地域の保険額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは」、産炭地域

関係保証及びその他の保証ごとに「」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」あるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに」とする。

第四条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五条の規定の適用について、これらの規定中「百分の七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第五条 法第三条第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(資料の提供等の依頼) 第六条 市町村長は、第二条第二項の認定をするため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所、商工会その他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を依頼することができる。

(国等の責務) 第七条 国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする。

第八条 国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続するところが困難となつたもの及びその従業者について申上げますと、第一に、産炭地域の疲弊が目立つてしましました。また、事業活動が縮小され、あるいは休廃止の状態に立ち至った石炭鉱山が少なからずあらわれ、その結果として、経済の基盤を石炭鉱山に依存する産炭地域のわざとく産炭地域における中小商工業者につきましては、こうした影響が一

業員に対して、これらの者の職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和四十四年三月三十日までに廃止するものとす

る。

産炭地域内に事業所を有する中小企業者の事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関するこれが、この法律案を提出する理由である。

○福岡国務大臣 ただいま提案になりま

した産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特

別措置等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業におきましては、石炭鉱業合理化計画に基づきましてその整備なし近代化等が進められてきているところがありますが、これに伴いまして、事業活動が縮小され、あるいは休廃止の状態に立ち至った石炭鉱山が少なからずあらわれ、その結果として、経済の基盤を石炭鉱山に依存する産炭地域の疲弊が目立つてしましました。

この法律案につきましては、こうした影響が一

段と強く及ぶものと考えられる次第であります。

政府におきましては、過般石炭対策大綱を閣議決定いたしました際、石炭鉱山の終閉山に伴い移住、転業を余儀なくされ、あるいは元り掛け金の回収の困難となつた中小商工業者に對し、國民金融公庫及び中小企業金融公庫からの融資について特段の配慮を加えることとしたいたしましたが、さらにかよう

な中小企業者については、とかくその信用力が薄弱であることにかんがみます。

そこで、信用補完制度の面で特別の措置を講ずる必要があると考えられる次第であります。

この法律案は、以上の趣旨にしたがいまして、事業が休廃止され、または鉱山労働者の数が著しく減った石炭鉱山の影響を受けて、事業所の移転または事業の転換を余儀なくされた中小企業者、あるいはこのような石炭鉱山等に対する持つている売り掛け金債権などの回収が著しく困難となつた中小企業者が、所要の目的のために借り入れる資金についてなされる信用保証に関し、中小企業信用保険法の特例を定めることとともに、国及び地方公共団体が、このような中小企業者及びその従業員の職業及び生活の安定に資するため所要の措置を講ずるよう努力することについて定めるものであります。

この際申し上げます。ただいま議題となつております四法案のうち、石炭

鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案及び重油ボイラの設置の制限等

に關する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○有田委員長代理 これにて提案理由の説明は終りました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○有田委員長代理 これまでに

の説明は終りました。

本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

げること、第三に、保険料率につきましては、通常年百分の三以内であります。すところを年百分の二以内において政令で定める率に引き下げる事であります。第九条の二の改正規定の次に次の二号を加える。

十二の二 石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け

第十二条第一項第十二号の次に次の二号を加える。

十三 前条第一項第十二号の二に規定する資金の貸付け及び償還の方法

第三十六条の十四の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十六条の二十二の次に次の二条を加える。

(再建資金の貸付け)

第三十六条の二十三 第二十五条第一項第十二号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者があつて通常産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を再建するために必要な資金(設備資金を除く。)について行なうものとす

る。前項の貸付けは、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいて、その貸付けを行なうことが石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るために必要な資金(設備資金を除く。)について行なうものとする。

2 前項の貸付けは、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいて、その貸付けを行なうことが石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るために必要な資金(設備資金を除く。)について行なうものとする。

第五十三条の二第三号の改正規定中「改める。」を「改め、「第三十六条の二十一」の下に「第三十六条の二十三第一項」を加える。」に改める。

附則第二条の二の改正規定中「加え」の下に「及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け」を「石炭鉱

業の整備に必要な資金の貸付け及び  
石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付  
け」に」を加える。

○福田国務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案中修正点の趣旨を御説明申し上げます。

改正する法律案につきましては、すでにこの国会に提出しておりますが、最近における石炭鉱業の状況にかんがみ、石炭鉱業の合理化の円滑な実施を

特に必要と認められる炭鉱の事業を再建するため、新たに石炭鉱業合理化事業団による石炭鉱業の再建に必要な資金の貸し付けの制度を設けることとし、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部

この修正点の内容は、石炭鉱業合理化事業団の業務として、石炭鉱業の再建に必要な資金の貸し付けを加えるものとし、この貸し付けは、一定の基準に該当する採掘権者に対し、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見を聞いてることとしたしました。

ことあります。  
なお、石炭鉱業合理化事業団の行な  
うこの貸し付けの業務は、昭和四十三  
年三月三十日までに廃止するものと  
いたしております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願ひ申し上げます。

○有田委員長代理 以上で、修正部分  
についての政府の説明は終わりまし  
た。

○有田委員長代理　これより四法案について、前会に引き続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員　まず、資金関係でお伺いをいたします。

先般の石炭鉱業審議会において、合理化整備を円滑に進めていくためには

○中野政府委員 先般開かれました石炭鉱業審議会の資金部会におきまして、主として昭和三十八年度の石炭鉱業の資金計画、資金繰り等につきましていろいろ御審議を願つたわけであります。その際に提出いたしました資料によりまして御説明をいたします。  
まず、設備資金でございます。これにつきましては設備資金の所要額が大不十分であるから、少なくとも二百三十三億円の資金が必要であるという意見が出、また答申があつたようですが、その内容を承りたいのであります。

つきまして五十億、この中小といふものは二十六社、大手は十八社であります。これは調査対象になつたものだけについて申し上げるわけであります。が、合計三百二十四億弱の設備資金が必要る。これに対してもその収入源でござりますが、これにつきましてはもちろん市中金融機関等からも極力これを調達するよう努力させ、われわれもそういう期待を持って努力させておりま

が、設備資金については、何といつても開発銀行の金、それから合理化事業団の近代化資金、こういうものが相当のウエートを最近は増してきておりまして、これにつきましては、たとえば開銀は今度の昭和三十八年度の財政投融資で百十億というふうにきまっております。それから近代化資金は、約三十四億程度でございます。それ以外に興銀であるとか長期信用銀行、市中金融機関、それから自己資金等を合わせまして、調達のほうは三百七十三億ということになつておりますが、いま申し上げましたような新しく要る設備投資の金が二百三十三億、それ以外に借り入れ金の返済、これは開銀、市中金融、近代化、近代化はあまりございませんが、こういうものがござります。石炭産業全体として昭和三十八年度に設備資金関係として所要の金が四百五十五億、したがつて、所要資金が四百五十五億で収入のほうは三百七十三億でございますから、その差額の八十二億四千万円というものが不足をする、こういうことになつております。

それから次に整備資金でございます。退職金金融でございますが、これも大手につきましては、ほぼ三十七年度と同じ程度、それよりちょっと少ないのですが、退職者が出来ます。それからもう一つは、勤続年数の長い人がやめるというような関係で、単価が上がつてきております。それから職員が相当今までして二百三十三億ほど金が必要る。今度はやめるというようなこともありますして、大手が二百二十九億、中小を入れまして二百三十三億ほど金が必要る。それ以外にももちろん退職金金融の返済も幾ぶんございますので、全体で三百八十四億ほど金が必要る。これに対して

市中金融機関からも相当努力をされますが、整備資金の金融は御承知のように市中からの期待は非常にむかしく状況にござります。もちろん退職金に引き当てる金であるとか、そういうふうなものの全部充当させます、どうやらさるを得ない。これは御承知のように財政投融資で六十億計上されております。したがいまして、その關係でいろいろ努力をしても所要資金にして百五十一億の穴があく、こういふ計算になつております。したがつて設備資金と整備資金で三百三十三億の不足が出る、こういうことになります。

○井手委員 私は資金の関係だけできょうは終わりますが、ただいまの御説明では、二百三十三億はどうしても必要である。これは予定よりも合理化が急速に進行したためと、さらに当初予算が非常に縮められた結果であると考えております。明らかに予算が足りない。それをどう政府はまかなおうとするのか、これは政務次官にお答えを願います。国会でそれほど明らかになつた予算の不足といふ問題を、通産大臣はどうお考えになりますか。ただこのままで済ませるわけにはいかぬと思います。国会中に明らかになつた問題ですから、秋の臨時国会における補正予算というわけにまいりません。やはり重大な問題ですから、通産大臣、それから大蔵大臣にも来てもらわなければなりません。

午前十一時二十七分開議

○有田委員長代理 休憩前に引き続き  
会議を開きます。

四法案に対する質疑を続行いたします。  
○井手委員 す。井手以誠君。

四法案に対する質疑を続行いたしま  
す。井手以誠君。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま井手委  
員から御質問の点でござりますが、整  
備資金につきましては、前年度は財政  
投融資で百億円を計上してあつたので  
ございまして、本年度は六十億円しか  
計上されてないのでございます。それ  
につきましては、石炭鉱業審議会から  
答申があることでござりますので、答  
申の線を十分尊重いたしまして、整備  
資金の額の拡大につきましては、通産  
省といいたしましては強く主張いたしま  
して、ぜひとも必要なだけは財政投融  
資の追加を計上いたしたい、かように  
考えておる次第でござります。

○井手委員 石炭局長にお伺いしま  
す。三十七年度の整備は幾らであつた  
か。三十八年度の計画は幾らでござい  
ますか——よろしくうございます。あ  
とでまたそういうことをお伺いしま  
す。三十八年度は三十七年度よりも整  
備があえておるのに、整備資金が少な  
い。当初から少なかつた。私は非常に  
ふしきに思つておりましたが、整備を  
スローダウンをするだらうと期待をい  
たしておりました。ところが、結果に  
おいては逆でございます。そこで政務  
次官にお伺いしますが、ぜひその百五

午前十一時六分休憩

議を開きます。  
四法案に対する質疑を続行いたしま  
す。  
○井手以誠君。

うであつたか、それからこととしては幾  
であるか、予算のほうをお示し願い  
い。

から御質問の点でございますが、整資金につきましては、前年度は財政融資で百億円を計上してあったのでございまして、本年度は六十億円しか上されてないのでござります。それつきましては、石炭鉱業審議会から

の線を十分尊重いたしまして、整備金の額の拡大につきましては、通産省いたしましては強く主張いたしまして、ぜひとも必要なだけは財政投融資の追加を計上いたしたい、かように考えておる次第でござります。

三十八年度は三十七年度よりも整備費があふれておるのに、整備資金が少な  
く、当初から少なかつた。私は非常に  
しきに思つておりました、が、整備を  
一トダウンをするだらうと期待をい  
しております。ところが、結果に  
しては逆でござります。そこで政務  
官にお伺いしますが、ぜひその百五

ん市中金融機關等からも極力これを諷達するよう努めさせ、われわれもそういう期待を持って努力させておりま

それ以外にもちらん退職金金融の返済も幾ぶんござりますので、全体で三百八十四億ほど金が要る。これに対しても

〔速記中止〕

たしておりました。ところが、結果においては逆でござります。そこで政務次官にお伺いしますが、ぜひその百五

十一億の不足資金を確保したいという強い熱意を表明なさいました。これは財政投融資の資金だけだけつこうです。整備資金はその分だけでよろしゅ

○中野政府委員 整備資金につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、市中の金融機関からの調達が非常にむずかしい。むずかしいといつて、これははつておくわけにはいきませんので、合理化事業団の保証制度というものがございまして最近これもだいぶ活用されるようになりましたのでは、そういう保証制度等を活用するこによって、できるだけ市中からも調達させるようになります。それをお伝えしております。それでもなお、どうしても整備資金として財政投融資にたどりたまるを得ないということで、それを先ほど政務次官が御答弁なさったのだろうと思います。ただわれわれは、財政投融資計画については決して最初から六十億で満足したわけではなくて、これでは絶対足りないとということを何度も言いましたが、財政投融資全体のワクの問題もその当時ございまして、折衝の結果としてそういうことになつたわけでありまして、当初からこれは不足するということはわれわれとしては主張し続けております。

○井手委員 最初から足りなかつた。整備が拡大いたしましたら、さらに足りなくなつた。そなりますと、廣瀬さん、どうなさいますか。いつ財政投融資の措置をなさいますか。金融機関の融資に努力しますだけでは、事態は済みませんよ。努力してもなお百五十億円足りない問題ですから、これはどういうふうになさるつもりですか。

足りないことが明らかになつた場合、経費が不足した場合はどうなさいますか。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま石炭局長から御答弁申し上げましたように、合理化事業団の保証制度を活用いたしまして、市中銀行の御協力を最大に願いたいと思つておりますけれども、それでもなおかつ足らないということは大体見通しがつきますので、私どもといたしましては、財政投融資の計画を変更いたしまして増額を願うということで、ただいま努力を続けておるわけをございまして、なるべく早く実現するよう、おそらくとも上期中には実現するよういたしたい。こういうような目標でいたしておりますがございます。

○井手委員 九月までには実現したいということですね。それで整備計画とか合理化計画はどうなつてまいりますか。その見通しが立たねば五百五十数万トンの整備を進めるわけにはまいらぬはずですが、重大な整備という問題ですから、見通しが立たないものの整備計画を進めるわけにはまいらぬはずです。

○廣瀬(正)政府委員 先刻申しましたように、現在六十億円計画に入つておるわけでございますからこれで間に合ひ、かよろに考えておるわけでございまして、上期中には見通しをつけてはつきり増額を要求して決定いたしました。かよろに考えておるわけでございまます。

○井手委員 六十億になお百五十一億円足りない。市中銀行の分ももちろんございます。それは半分にも満たない額です。ところが一方整備はどんどんい、かよろに考えておるわけでございまます。

○廣瀬(正)政府委員 百五十億と申しますのは年度中の金額でございまして、ただいま六十億ござりますので、一日も早く増額をはかりますけれども、当分の間は六十億で間に合うものと、かように考えておるわけでござります。

○井手委員 私と意見が違いますが、きょうはつなぎの質問でございますから、これで私は一応打ち切ります。

○有田委員長代理 滝井義高君。  
○滝井委員 先日の続きからやらせていただきます。

先日は、今年度の石炭鉱業の合理化実施計画にあたって六百九十七万トン、百二十炭鉱の申し出があつたわけです。それが政府原案をつくるときには、六百七十一万トンに変更してきました。そこで一体、申し込んだときの六百九十七万トンの内訳はどうなつておるのでしょかという質問をいたしましたところ、鉱業権者の申告した炭量とそれから毎月報告させる生産量の申告との間に目減りがある、これが十三万トンであった、それから第二番目に、は、保安不良炭鉱と目しておつたものが同時に貰い上げの申請をしてきた、これが十八万トン、合わせて三十一万トンになる。六百九十七万トンから三十一万トンを引きますと六百六十六万トン、これが有効申請の分である、こういう御説明があつたわけです。そ

で六百六十六万トンの内訳は、昭和十七年度中に閉山をして三十八年にい上げを申請したものが二十五万トン、それから三十八年に申請をしたけれども、生産計画あるいは周囲の情から三十九年度閉山をしておいたものの、いわゆる一応申し込んでおいて一番だけをとるといつものが百七十万トンであった。同時に今度は三十八年に山をして予算処理をするものは三百十万トン程度である、こういう御説がございました。そうするとなお百十一万トン余るわけです。この百二十一万トンは三十九年度に繰り越すものである、こういう六百九十七万トンの内容の説明があつた。

な自機一らを御 といこた却。思法きいにいたるにで不濟れでうもし十ぶてで、十わで前く

いというふうに見て、こういう数字を説明したわけあります。この中には百二十万トン以上の大手炭鉱が入つておりまして、そのうちの約百万トンにつきましては、御承知の筑豊の二山の閉山取りやめといふことが入つておるわけであります。そういうものにつきましてはすでに通産省としては、これは審議会の部会食農会議でもいろいろ論議がありまして結論が出ておりますが、その線に沿つて会社に対しても通知済みでございます。ただ私が申し上げたいのは、中小については一応これは申し込みを受け付けて、そしり予算の範囲内でやつていくわけありますから、一応われわれのはうどしては見当はつけておりますが、やはり中小については幾分のフレというか、わずかの出入りがあるわけでありますから、中小についてまでそれをいまの段階で一方的に撤回をさせるといふようなことはいかがかと思うわけであります。大手についてはすでに会社に対して話しております。ただ、これは先生のお話もございましたが、何かもう少し形を整えた形で通知するがいいかどうか、これをいま検討中でござります。

○**滝井委員** それは局長、勘違いじやないですか。それは私がいまからあとで問題にする百二十一万トンのことなんです。いまの百七十万トンは、それとは全然別個なんです。同じとすれば重複することになる。それじゃあとの百二十一万トンというのは、これは何のですか。

○**中野政府委員** これは、三十七年度に閉山したものの二十五万トンをことし買上げる。それから三十八年度の閉

山を変更したものが百七十万トン、これは落とすわけですね。そうすると、百七十万トンになります。といふのが三百五十万トンあります。というのうち本年度の予算で処理できるものは、前年のやつがすれてきております。いま処理しておりますから、それが四百七十万トンになつて、それは、前年のやつがすれてきております。といふのが三百五十万トンあります。というのうち本年度の予算で処理できるものは、前年のやつがすれてきております。いま処理しておりますから、それが

四百四十万トンのワクを食べちゃうわけですね。その関係で百二十一万トン

を来年度の予算で処理する。ところが、この百二十一万トンの大部分は、

やはりこれも大手です。しかも本年度末に閉山をするという予定になつてお

りますから、当然これは来年度予算で十分できる、こういうふうに御了解願いたいと思います。

○**滝井委員** 私が言つているのは、百七十万トンのことを言つておつたら、あなたたちはその百七十万トンの中に大手

が百二十万トンくらい入つて、これは筑豊の二山です、こういうことで

あつた。この前の説明では、四百七十万トンのうちの百二十一万トンが筑豊

その他の第一会社へ行く部分、こうい

う説明があつたのです。そうすると、あなたたちはいまの百七十万トンの中にも

筑豊の二山が入る。百二十一万トンも

ことになつて、計算が合わなくなつてしまつ。

○**中野政府委員** これはたまたま数字が同じ数字なので、年度末に閉山をし

て来年度の予算でめんどく見えなけれ

ばならないのが百二十一万トンでござい

ます。四百七十一万トンから三百五十

万トンを引くのですから。これは山の名前をあげてもいいのですが、一応

ちょっと遠慮させていただきたいと思

ります。

○**滝井委員** そうしますと、百二十一

万トンというのは年度末に閉山をす

る。したがつてこれは予算としてはこ

りますが、大手のはつきりした山でございます。筑豊の二山の閉山取りやめとは別の数字です。

○**滝井委員** そろすると、まことにけしからぬことになる。百七十万トン申

し込んでおつた。それも私が言うから、今度却下することになるのです。

が、そのままにしておつたわけです。そうして同時に、そのほかに百二十一

万トンを来年に繰り越すわけでしょ

う。つぶさぬで繰り越すことになるのでしよう。そうすると合わせて二百九

十一万トンといふものは、ことしやら

ないのです。申し込みしたけれども、二百九十一万トン閉山しないのです。

これが現実なのです。六百九十七万トンのうち二百九十一万トンは、申し込

みはしたけれども、三十八年度閉山せ

ぬで、三十九年度に送られて閉山するのですか。

○**中野政府委員** 百七十万トンのほう

は、三十八年度の閉山を取りやめるわ

けでございませんね。その中には筑豊二

山の約百万トンが入つておる。来年度に持ち越すのは、閉山は三十八年度末

にやるという申請に会社の予定がなつておるわけであります。したがつて、

来年三月三十一日にやめるのですから、それからいろいろ調査をしてやる

わけですから、来年の予算でいい。こ

としもそういうものは百万トン近くあるわけです。去年の年度末近くにやめて、いま調査して金を払つておるのが

ことあるのです。来年にも大体同じくらいの量がある、こういう形になります。

○**滝井委員** そうしますと、百二十一

万トンを引くのですから。これは山の

混亂しておるわけでございますが、内

容を明確に申し上げますと、この百七

十万トンというのは、そのうちの大

手が百二十一万トン、これは御承知の

手が百

これはまた来年申し込んでもらつたらいいわけですからね。そんでしょ。それをことしからわざわざ番をとるのなら、四十年や四十一年のものもそういろいろことが可能になる。何ぞ来年のみならんや。そういうことは法律には書いていない。法律は毎年やると書いてある。今度の改正だつてそうでしょ。石炭鉱業合理化実施計画、これは実施計画なんですからね。通産大臣は毎年、石炭鉱業審議会の意見を聞いて、石炭鉱業合理化基本計画の実施をはかるため必要な石炭鉱業合理化実施計画を定めなければならないといふことで、これで予算が裏づけされてくる。予算是单年度主義ですからね。そのときそのときですから、来年を再来年のここまで予算は見ておらぬわけです。ところが、つぶす山だけは、申し込みがあつたら、それをじつとあなたのはうのふところに入れてあたためておくなどというそんなんかなことはない。そうすると鉱業権者は、受け付けてもらつておるから、おれの山はどうせつぶれるのだということになつてしまふ。つぶれると錯覚するのです。だから、そこらあたりは私非常に法律無視だと思います。行政が法律より先行している。これはいずれあとで労働省のほうにも尋ねますけれども、あるいはそれと同時に、いま大蔵省を呼んでいますが、資金の計画も当然それに裏づけされなくてはならぬ。そういう裏づけがなければ、通産省としては却下する以外にないので。百七十万トンについては却下するわけでしょう。そこらあたりをもう少し明確にし

○井上説明員 ただいまの御質問は、百七十万トンの内訳の問題に関連すると思いますが……

○滝井委員 内訳じゃない。百七十万トンそのもの……。

いゝ意見であれば、閉山されても、現行法の立場からしますれば、そういう行き方もあるのではないか。また、労使が話し合いで第二会社がしかるべきだということになれば、そのときは閉山をしないで、労使の話し合いがついたときに初めて、事業団に対しては閉山申し込みを取り消すなら取り消すといふ措置をすべきであるといふように考えております。

の価値をとるためにには、このワクの中に入らなければいかぬのですよ。そうでしょう。だからあなたの議論は、自由経済のもとにおける自由放任主義的なものなら私は納得します。しかし少なくともこの政府の立てる合理化実施計画の中に入ろうとすれば、入れてもらうは資金の裏づけもあれば、雇用の裏づけも出でてきますから、入ろうと思えば、三十八年度のワクの中にきちっと入ってこなければならぬ。百七十万トンは入っていいのですから、政府としては親心があれば却下しないさ。却下をしてから労使の間で話し合つてやることは自由ですから、却下してもちつとも話し合いを妨げることにはならぬわけです。しかし、おまえの方は予算のワクにも入らぬのだ、こういうことだけは明確にしておく必要がある。そこらを言つておる。それを、百七十万トンをポケットに入れたままにしておく必要はないということです。

は、これははつきり三月三十一日閉山するのだから、一日でもいい、昭和三十九年三月三十一日にやつても、それは三十八年度ですから、それはいいでしょう。しかしそれ以後に閉山するものを受け付けて、じつとためておく必要はない。来年また新しくやりなさい、これでいいのではないかということです。あなた方がこれにこだわるのは、どうも納得いかない。そうして折り目を正してきちつきちゃんとおやりにならなないことには、野方園になつて、何が何だかわからない。そのために、実施計画と基本計画の二つの体制をとつております。しかも基本計画は四十二年度までと年限を切つております。それを三十九年、四十年に閉山するものを申し込んだからといってそのまま受けつけて置いておくなんというのはおかしいと思うのです。これはどうですか。却下といふことが悪ければ、事務処理でもけつこうですよ。

ざいますが、先ほど来申しましたような事情で、一応この山は第二会社。そこで流井先生のお説は、そういうような事態になれば、申請の申し込みを却下をさしむらいいんじやないかというお説だと思うのでございますが、その点につきまして私どもは、先ほどの意見を見ました繰り返すようになるかもしませんが、要するに閉山するとか、あるいは存続するとか、あるいは第二会社で企業の経営形態を変更してやつていくとかいうようなことは、やはり労使の自主的な話し合いにゆだねるといふ基本方針は、今度国会に新たに改正法案をお願いいたしておりますが、この法律の趣旨からそのように考えておるわけでござります。したがいまして、いま審議会の審議の結論として、政府原案が修正されて第二会社になつたからすぐ労使の話し合いも待たずして却下するというのは、趣旨として行き過ぎになるのじやないか、むしろ労使の話し合いを見守りまして、その結果が出てたところでもし閉山が行なわれないということが明確になれば、そのときに事業団としてはこれを本年度買い上げの対象から正式にははずといふような行き方が妥当ではないかといふうに考えておるわけでございます。

○**流井委員** そういうことまでやるということになると、四十二年までのやつをやってもらわなければならぬということになつてしまふから、それは私は法律の権限を越えていると思うんですよ。毎年やるんですから、来年のことなくたって、話し合ひがつきましたとお見をまた繰り返すようになるかもしませんが、要するに閉山するとか、あるいは存続するとか、あるいは第二会社で企業の経営形態を変更してやつていくとかいうようなことは、やはり労使の自主的な話し合いにゆだねるといふ基本方針は、今度国会に新たに改正法案をお願いいたしておりますが、この法律の趣旨からそのように考えておるわけでござります。したがいまして、いま審議会の審議の結論として、政府原案が修正されて第二会社になつたからすぐ労使の話し合いも待たずして却下するといふのは、趣旨として行き過ぎになるのじやないか、むしろ労使の話し合いを見守りまして、その結果が出てたところでもし閉山が行なわれないということが明確になれば、そのときに事業団としてはこれを本年度買上げの対象から正式にははずといふような行き方が妥当ではないかといふうに考えておるわけでございま

す。それでは閉山という形でなくて、第二会社として本年度中に企業の形態を変え再建するといふ性質のものでござります。したがいまして、これを来年度に延ばすわけにはまいりません。○**満井委員** もう少し別の方面から詰めてみたいと思います。いま六百九十七万トンの内訳をいろいろ御説明いたしましたわけです。そうすると、今度は六百七十一万トンになった政府原案の内訳、二十六万トン程度違うわけです。さいせん御説明になつたような形で御説明願つたらわかると思うのであります。

○**井上説明員** これは自然消滅とします。それから保安不良整備の関係は、予算は三十三万トンほど考えておりましたが、一応二十九万トンということです。言つたときに処理したらしいと思いま

す。それはことじやなく、来年のことです。話合ひはことしからやつても、予算措置は来年しかつかないので、ことじやうは閉山しないのです。

○**流井委員** そうしますと、自然消滅の四十三万トンといふのは交付金を受けるものですから、非常に話がこんがらかるおそれがあるわけでござります。百七十万トンの中の百二十万トンのほうは、これは本年度合理化を実施するものでござります。もう一つの百二十万トンといふのは、これは来年度予算対策でやるといふものでございまして、百七十万トンに関係する百二十万トンといふのは、これは来年度をするといふ性質のものでございま

す。ただ、本年度に合理化しますが、それは閉山という形でなくて、第二会社として本年度中に企業の形態を変え再建するといふ性質のものでござります。したがいまして、これを来年度に延ばすわけにはまいりません。○**満井委員** もう少し別の方面から詰めてみたいと思います。いま六百九十七万トンの内訳をいろいろ御説明いたしましたわけですが、この内訳をひとつ御説明願つたような形で御説明願つたらわかると思うのであります。

○**井上説明員** これは自然消滅とします。それから保安不良整備の関係は、予算は三十三万トンほど考えておりましたが、一応二十九万トンといふことです。それから保安不良整備の関係は、予算は三十三万トンほど考えておりましたが、一応二十九万トンといふことです。そのほかに、事業団の買上げの総申請量は、御承知の六百九十七万トンでござります。

計画を組んでおります。それから事業團買い上げが、最終案は五百九十九万トンを考へております。合計いたしまして六百七十一万トン、そういう内容です。ことじやうは閉山しないのです。



後に削りました方が入っておるわけであります。それから筑豊の二山も六百七十一万トンの中に入つておるわけであります。ですから、あと残ります五十万トン、中小炭鉱の百七十万トンのうち約五十万トン——正確には四十九万トンですが、約五十万トンが三十八年度閉山を変更したものでございます。だからこれは入っていないわけであります。初めから落としてあるわけであります。

ときはつぶす、あるときはつぶさない、大手に入つておつたり中小に入つておつたり、こんなことでは資金計画も立たないし、再就職計画も立たないでしよう。われわれはわからぬ。だから、これはあとから労働省に尋ねますけれども、いまのようによく分けて一つ一つ尋ねていきますが、こういうようななあまり不明瞭なことでは困ります。そのときそのときの勝負にしてもらわないことには、労使の間の話がついたらこれは入れようとか入れまいとかいうことでなくて、資金計画といらうものはその年度年度にきちっとはじめをつけるべきだと思う。そりでないと、一々、あるときは入り、あるときは入らなかつたりする。四十九万トンは中小だから、その十八万トンは入っていない。ところがれつきとして百十八万トンの中に入つてきているのですからね。そこらあたりどうもこの数字のところは、廣瀬さんおそらく何が何だかわからなくなつたのではないのかと思うのです。

まあ、各地域別に出ておりまして、その地域別の大手、中小別の数字と、さらにそれに伴う離職者も当然出しましたわけでございます。そういう形と、先ほど来御説明いたしましたよと、先ほど来御説明いたしましたよと、さるにそれと一緒に離職者も当然出しましたわけでございます。そういう形で整理しますと、それがどういう状況で整理しますと、それをどういうふうに推計をいたしまして、なるかというふうに、あるいは実際にその年に閉山するもの、あるいはその年度末に閉山して対策は次年度だ、一日遅いで次年度だといふような性質のもの、そういうふうなものを整理いたしておりますので、この数字につきましては、大体不明瞭なんということはございませんんで、その点は説明が悪いわけでございまして、明瞭に計画はされておるわけでござります。

と、北海道が百八十三万トン、さい  
んの十八万トン減ったのですね。問  
い、同じく二十二万トンですね。西  
五十三万トン、そのまま五十三万ト  
ンです。九州三百二十五万トンが二百  
十五万トン、三十万トン減ったので  
ね。合わせて五百五十三万トン。こ  
をさらに今度は内訳をしてもらいた  
のは、百八十三万トンの北海道の  
で、自然消滅が幾らで、保安不良が  
らでと、内訳が各地区別に出るわけだ  
それから四百八十一万トンの事業団  
買い上げが幾らと出るわけです。こ  
は出なければならぬはずです。それ  
ひとつ、一表にして出してもらいた  
と思うのです。

す、これが一番わかりいいのではなか  
かと思います。それでいろいろの買  
上げ規模の事業団申し込みのはうか  
説明されると非常に話がややこしく  
なるよう、要するに審議会できました  
のは五百五十三万トンですが、それ  
内訳は井上炭政課長が何度も説明し  
おるよう、自然消滅が四十三万ト  
ン、保安不良整備が二十九万トン、事業  
買い上げが四百八十一万トン、三十  
年度予算の四百四十万トンのうちの  
一百五十万トンで処理して、あと百三  
一万トンは年度末に閉山するんだから  
来年度予算で処理いたします。こうう  
ことで非常に簡単なことです、が、  
だ問題は、地域別に大手、中手にこ  
を分けるその程度の資料をさつくそ  
したいと思います。それで御了承願  
たいと思います。

それから資金計画なり再就職計  
画は、五百五十三万トンで全部組んで  
るわけです。ただ、整備資金につい  
ては、先ほど井手先生の御質問があつ  
とうに、資金部会でも金が足りない  
ではないかという御指摘はあつてお  
わけで、これは政務次官が先ほど御  
弁になつておるわけです。

○滝井委員 よくわかりますから、  
五百五十三万トンの自然消滅、保安不  
炭鉱整備それから事業団申し込み、  
十七年度処理の分が回ってくるもの  
ありまして、非能率の分と両方あり  
ますが、炭鉱整理促進、それから今度  
三十八年度の炭鉱整理促進、こうい  
ふうに地域別炭田別に分けたものを  
していただけだけつらです。いま  
とおりにやつていただきたいと思  
す。

し ま の 出 う の ま が 三 良 五 答 る の た て お 画 い 出 れ た い ら 十 三 八 団 そ て の も な ら い い

てきたのですが、私もお尋ねしようと思つたのですが、それは設備資金が八十二億四千九百万円ですか、それから整備資金が百五十一億四百万円ですか、三百三十三億五千三百万円程度の、私が調べたのではそのくらいの不足になつておつたのです。大蔵省もきていただきておりますから、大蔵省もひとつ一緒に、これを少し今度は内容的にきちつとしておいていただきたいのです。まず資金計画の昭和三十八年の財源を見てみると、合理化事業団への融資六十億円、産炭地域振興事業団十九億、開発銀行のワク百十億、計百八十九億、これだけは予算書なり皆さんの説明を聞けばわかるところです。

わからぬのですが、この六十億の整備資金といふのは、四百七十万トンの整備を前提としておつたわけですね。保安三十万トンと、合理化事業団の交付整理方式で四百四十万トンで、四百七十万トンを前提としておつた。しかしこれはさいぜん局長さんも言われたように、大蔵省で削られてこれでも足りなかつたのだというお詫があつた。いろいろ書いたものを読んでみましても、そういうことが書いてある。関山規模が五百五十三万トンになつたわけですね。これは、第二会社にするにしても金がります。なぜならば、第一会社から第二会社に生まれ変わりますから、新しい企業になるわけです。三井鉱山あるいは三菱鉱山が第一会社のままいくならば話は別ですが、新しく生まれ変わつてくるのですから、五百五十三万トンにきめたということ

卷之三

三指の手と、整美手術による二指は主に磨きを設ける。

になると、相當に言つたような不<sup>可</sup>能が出てくることは明らかでしょう。一十七年度も初め十五億円だったのです。それを第一次で三十億追加して、第二次で五十五億追加をして、八十五億追加をして百億になつたわけでしょう。そうしますと、まず第一にお尋ねをいたしたいのは、五百五十三万トンになることによって、退職金を含めた整備資金の総額を、ちょっと私いざん井手さんのときに聞き落としたのであるが、その総額が幾らになるか。それからコストダウンのための設備資金全額の所要額の総額が幾らになるのか。ちょっとその数字だけ先に説明してもらいたい。

億、これが設備関係でござります。それから整備資金は先ほど説明のよろしく、本年度は合理化事業団に対する財政投融資として六十億、こういうことになります。

○滝井委員 そうしますと、三百九十五億九千万から六十億を引くと二百三十五億九千万円ですね。これだけ不足ということになるのですか。

○中野政府委員 いや、それはそう簡単には考えないで、要するに設備資金がいま言った数字が必要でござります。それから金としては今度は開銀とか市中とかの借り入れ金の返済がござります。そういうものが必要るということ。それから今度は収入のほうは、減税償却を充てる。それから退職手当引き当

をとつて、必要とする設備資金の総額が一体幾らで、その総額の中で自己資金でまかならぬものが幾ら、それから負債の返済のために幾ら要る。それから同時に、借り入れ金は政府資金にたよらざるを得ないならば、一休開発銀行が百十億円のほかに幾ら貸す、それが合理化事業團が幾ら出す、したがつてどういうぐあいに不足が出るから、この不足はどうするのだ、こうう説明をしてくれぬことには、いまのような説明だけではさっぱりわからぬ。だからます、昭和三十八年度における合理化実施計画を実施するためには、コストダウンのための設備の総額が幾らで、その資金の調達はどうやるのだと、これが出てこないと話にならないのです。そこで、私も新聞その他で見ているのではおおよそわかるのですが、どうもどの程度の信憑性があるのか。各紙いろいろ書いてあるのを全部書いてきております。書いてきておるけれども、どうも全貌がはつきりしない。それから最近は資金計画その他のでも、いろいろ申し出たものも削減されておりますから、はつきりしないわけです。幸いにきょうは大蔵省の資金課長に来ていただきておるのですから、ここで私書きますが、あとで資料は資料で出してもらつて、概要を大体御説明願いたいと思うのです。新聞その他で見ると、本年度必要とする設備資金は、借り入れ返済を差し引き純増ペース二百八十四億、うち自己資金百七十億、残り百十四億と、それから社債の返済が借り入れを上回つて穴があ

く分が六億、だから、百二十億の借り入れ金をどこからかしてこなければならぬ。このめどが立たぬといふことがあるわけです。こういうことのはかに、五十万トンの貯炭の問題が出てくる。これは廣瀬さんは、市中銀行その他できるだけ協力をしたいとおっしゃつてはおるのでですが、そこらもはつきりしないことになつておるわけです。予算は御存じのとおり繰り越し明許があつてどんどん繰り越していいことになつてゐるが、予算は繰り越されても、実際に山が閉山してしまつたら、労働者は退職金はもらわぬといふわけにはいかない。そこでその資金計画の全貌をここで具体的に説明をしてもらわなければいかぬ。石炭山が借りているのは、開発銀行だけではなくて、興業銀行からも、長期信用銀行ですか、いろいろところからも借りているし、それから市中銀行に設備資金その他申し入れをしておつて、自己資金ですか、こういうものだつて、もう担保力がなくなつておるところですから、簡単に貸してくれるとは考えられないわけです。そちらのきらつとした見通しと責任ある政府の答弁がなかつたら、とてもこれはたいへんなんですよ。そこでまず、石炭鉱業における資金計画の概要をひとつ御説明願いたいと思います。五百五十三万トンに見合ひのものです。

*...and the last time I saw him, he was sitting in a chair, holding a cigarette, looking very tired.*

○**萬牛喜雲**　としはちとくすつこを  
　　を印刷したものがござりますので、いま  
　　すぐ取り寄せましてお配りしたいと  
　　思います。しりの数字は、一番大事な  
　　ところは先ほど私が読み上げたとおり  
　　であります。

大蔵省の資金課長さんがいらっしゃいます。その質問は次会にそれを見せていただいてからしていいですから、あとで届けていただくなりしていただきたいと思うのです。

しゃつておるが、さいぜんの質問で、二百三十三億程度設備資金と整備資金が不足をするといふことがはつきりしてきただけです。これをまかならだけの資金計画が立つのか立たないのかということです。私が心配するのは、国立病院の特別会計をつくって、特別会計で労働者のほうの金である厚生年金の積み立ての還元融資でやっている年金福祉事業団から、今度は国立病院が借りるんですよ。労働者の金を国が借りなければならぬ。資金計画が窮屈なんですよ。これを撤回せいいと言ふけれども、これはこの前、大蔵大臣のそれを引つぱつて資金課長がどうしても答弁せれないんですよ。これは五億か十億のわずかな金なんです。ところが今まで三百三十三億五千三百万円ですよ。五億や十億じゃないんですよ。相当大きな財政投融資の変更をやってもらわなければならぬことになるんです。が、これは大蔵省としては大丈夫ですか。

のソースとしましては、もちろん石炭金に非常にウエートがかかりつつあります。先ほどもお話をありましたように、興長銀だと市銀とか、そういう関係もございます。したがいまして財政投融資としまして現在、お尋ねの整備資金をどう手当てるかということはまだ、關係しております企業の成績もありますし、要するに収益も予想で立てておりますので、したがいましてその収益予想の見通しの問題もござります。それから興長銀からの期待といふうなこともございます。それから市銀からどうふうに協力を受けるかといふ見通しの問題もございます。さらに、これはあまり關係いたさないかと思いますが、退職時期の問題もあろうかと思います。しかしいずれにしましても、事は整備資金という問題になりますと、やはり具体的な退職していく方の生活の問題にも関連することだと思いますから、大蔵省としましてもあらゆる手段を尽して、その後どうにもならない面といふものはやはり、どういう手段によるかは現在のこところまだ年度が始まつたところで、原資の見通しということにつきましては非常にむずかしいかと思いますが、何らかの点で手当を考えるを得ないんじゃないかな、こうふうに考えております。

かなくなつちゃうんです。山は、申請をして合理化事業団から鉱内の調査が来ると、もうやらぬですよ。ただポンプアップだけです。もう調査が終わつたら、ポンプアップもやめちゃうんです。こういう形になるんですよ。すでに百十八万トンの中に入つてある山でも、そういう傾向が出てきてるんですよ。もう賃金の分割払いです。期末手当その他はもう来年でなければやれません、こうきているんですからね。そうなると、労働者は浮き足立つてやめていくことになる。やめていけば、退職金をもらわなければならぬ。だから、資金は九月以降にゆっくりつけたらしいといふようなものではないんでよ。こういう点については、やはり五百五十三万トンができたならば、それに対するきちっとした財政資金の裏づけをしてもらわぬことには、もう話にならぬわけですよ。まだことし閉山せぬでもいいまでの受け付けて、そして閉山させる。三十九年三月三十一日に閉山するものまで入れてしまつてゐる。しかしその金の手当はまだついていなくて、三百三十三億不足です。こういうことでわれわれにこれを納得せいと言つたつて、とてもこれは納得できるもんぢやないですよ。そのときになつて、金がつかぬと言つて投げ出されるかもしけぬですからね。やはりわれわれは疑い深くならざるを得ない。だから年度初めにきちっと、金に余目はつけない、金の頭はそろつておりますよと、こういふようにきちっとそろえてくれて、五百五十三万トンをつぶすといふ問題が出てこなければ話にならぬですよ。この問題はどうせ大蔵大臣にも来てもらつてこれははつき

りしないと——この前私、病院の特別会計をつくるときもやつたんです。労働者の金を国立病院が借りるというんですから、前代未聞だと思うんです。こんなばかなことはないんだけれども、資金課長さんじやなかつたけれども、資金課長さんじやなかつたけれども、大蔵大臣のそでを引っぱって答弁させないんですよ。答弁させなければこれを通さぬということで、しぶしぶ答弁したんですよ。五億か十億ですかわざかな金なんです。それを労働者の年金福祉事業団から国立病院が借りる。そしてそれを等といふことにしてしまった。そらいう実態だから、なかなか資金課といふのは渋いですよ。これは局長さんや井上さんが交渉しておわりのようになかなか渋い。五億や十億の金じゃない。二百三十三億といふのは、いまの状態がいえぱぱく大きな金ですよ。それでこれは大蔵大臣その他に来てもらつても少し詰めなければならないが、資金課長さん何があれば……。

ましては、現在のところ投融資はまだ二ヶ月しかたっておりませんが、あらゆる努力を傾けて問題を解決していくかなければならぬであろうということを私たちも考えてますということを申し上げました。設備近代化のほうの問題につきましては、これは将来の四十年までの、要するに石炭合理化計画全体に関連する問題でございます。現在はたゞこれだけの設備投資が必要であるかどうかという問題は、さぞに十分に検討する必要があろうかと思ひます。それは前提として炭価もすでに合理化計画を立てたときの前提よりもくずれておりますし、はたしてその投資が有効なる投資なりかどうかといふうな問題もありますので、設備資金につきましては別に十分な検討を遂げたいというふうに考えております。

○滝井委員 そういうようだに、今度設備資金については非常に先に延ばしてもいいというようなことになると、たとえば第一会社その他に持つていて、ところでは、これは相当の設備資金をもらわなければやつていけないと、うそになるから、そういう能率の悪い山には金が回らぬということになると、第二会社も怪しくなるということになつて、すべての前提がくずれてしまふんですね。やはり金のことがはつきりしないと、計画というものは空のものになつてしまふのです。これはいまのようだ、整備資金は何とか考えるけれども設備資金は、ということになるとますます——整備資金と設備資金は不離一体のものなんですからね。そういう形になつてきてるんですね。たとえば三井でいえば、相当の金を三池に入れてから、じぶつて三池に金を入れ

○海堺説明員 先ほど石炭局長からも  
が、これは大蔵省としては大丈夫です  
が、五億や十億じゃないんです。相当  
大きな財政投融資の変更をやつてもら  
わなければならぬことになるんです

○薄井委員 何らかの形で考える、さ  
いぜん井手さんの質問に対しまして  
も、ことしは六十億程度あるんですけど  
ら、それで泳いでいきます、九月ごろ  
になつたら、こう言うけれども、これ  
は申請をしてやり始めますと、労働者  
はまだつとくずれちゃうんですよ。働  
ります。

になつて、金がつかぬと言つて投げ出されるかもしけぬですからね。やはりわれわれは疑い深くならざるを得ない。だから年度初めにきちっと、金に糸目はつけない、金の頭はそろつておりますよと、こういうふうにきちっとそろえてくれて、五百五十三万トンをつぶすという問題が出てこなければ話にならぬですよ。この問題はどうせ大臣にも来てもらつてこれははつき

たのは、多分整備資金の百五十一億と設備資金不足の八十二億と足された数字だろ」と思うのです。先ほど私が申し上げましたのは、退職金という問題は閉山に直接つながる問題でございまして、これはあらゆる市中の協力とか、各企業の自主的な努力とか、そういうすべての努力を払った後になおかつ残る問題は、財政資金の見通しとし

うんですね。やはり金のことがほつきりしないと、計画というものは空のものになってしまいます。これはいまのような、整備資金は何とか考えるけれども設備資金は、ということになるとますます、整備資金と設備資金は離れ一体のものなんですからね。そういう形になってきてるんですよ。たとえば三井でいえば、相当の金を三池に入れていく、したがって三池に金といふ

れるから三井田川、山野から三池に相当の配置転換ができます。したがつて、首を切るのはよけいに切らなくていい。第二会社でここは何とかやつています。こういうように関連してくるのです。ところがそれを設備資金のほうはということになると、三池に設備資金が入らなければ山野、田川は引き取れません。それだけ引き取れないといふことになれば、そこに泣かなければならぬ人が出てくるわけです。そうすると、今度はどういうことになるかというと、首切りの資金がもつとよけいにかかるといふことになる。だからこそあたりの関係は、関係がないようであるけれども、これは一枚の紙を二枚にはぐらうなもので、不即不離の関係にあるわけです。だからこそあたる点について、石炭局は資金課長に対する教育が足らぬ。もう少し教育をしておかなければ、こんなことではとても話にならぬですよ。

○中野政府委員 通産省としての答弁は、先ほど政務次官がお答えになつたとおりでございますが、通産省としては、石炭鉱業審議会の答申もあるととでございますので、この答申の趣旨を尊重して、設備資金、整備資金——もちろん整備資金のほうに重点を置くべきであるという議論は成り立ち得ると思ひますが、両方の問題につきまして、早急にこの不足資金の手当てといふものを考えていきたい、そういう方針でおるわけであります。大蔵省の資金課長から御答弁があつたように、大蔵省はこのむずかしい石炭の問題に非常に理解があるわけです。これは政府全体としての問題であるわけでござい

ますので、そういうふうに御了解願いたい。

○鷲井委員 理解があれば、次に田中さんは来てから、二百三十三億の数字はとにかくとして検討して出しますという言質をとるように下から根回しをひとつ。

次は労働省になるのですが、労働省は北川さんではちょっと困るのです。職安局長なりにやはり来てもらわぬと困る。だから、ここでちょうど切りがよくなりましたから……。

○蔵内委員長代理 次会は明十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会